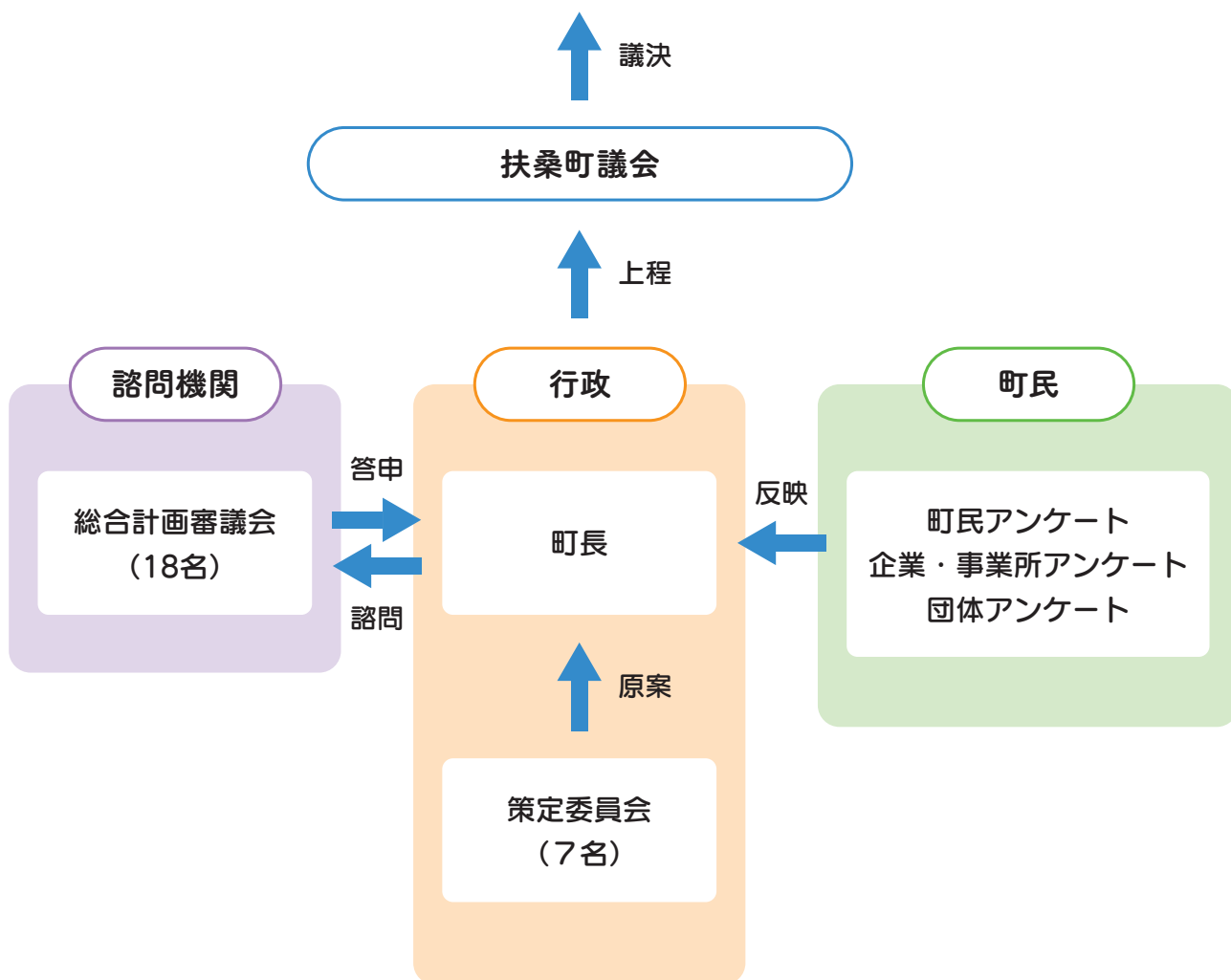


1 計画の策定と経過

1 策定体制

第5次扶桑町総合計画（後期基本計画）



## 2 策定経過

	月 日	議 会	審 議 会	庁 内 組 織	町 民 参 加	事 項	概 要
令和3年度	令和3年 (2021年) 11月上旬 ~22日				●	町民アンケート	・18歳以上の町民2,000人を対象に調査実施
					●	企業・事業所アンケート	・扶桑町内企業・事業所200社を対象に調査実施
					●	団体アンケート	・扶桑町内の活動団体50団体を対象に調査実施
	令和4年 (2022年) 3月29日		●			第1回総合計画審議会	・第5次扶桑町総合計画の概要について ・町民アンケートの取りまとめ結果について ・今後の進め方について
令和4年度	4月20日			●		第1回職員研修	・総合計画について ・後期基本計画策定に向けた施策シートについて
	4月20日 ~5月			●		各課へ施策シート配布	・各課における現行計画の評価と次期計画策定に向けた方向性の確認の実施
	4月21日			●		トップインタビュー	・町長に対し今後のまちづくりの方向性等についてインタビューを実施
	8月10日			●		第1回総合計画策定委員会	・前期基本計画の総括について ・後期基本計画の骨子について
	8月29日		●			第2回総合計画審議会	・第5次扶桑町総合計画前期基本計画の総括について ・第5次扶桑町総合計画後期基本計画の骨子案について
	9月22日			●		第2回職員研修	・後期基本計画策定に向けた施策シート内容の調整
	9月30日~ 10月12日					施策ヒアリング	・施策シート内容の確認
	11月9日			●		第2回総合計画策定委員会	・後期基本計画の素案について

	月 日	議 会	審 議 会	庁 内 組 織	町 民 参 加	事 項	概 要
令和4年度	11月29日		●			第3回総合計画審議会	・第5次扶桑町総合計画後期基本計画の素案について
	12月9日 ～1月10日				●	パブリックコメント	・扶桑町ホームページ及び政策調整課窓口において掲載し、郵送・FAX・電子メールのいずれかで意見を受付
	令和5年 (2023年) 1月19日			●		第3回総合計画策定委員会	・パブリックコメントにおける意見に対する回答(案)について
	2月7日		●			第4回総合計画審議会	・第5次扶桑町総合計画後期基本計画(案)について(諮問)
	2月7日		●			第5次扶桑町総合計画後期基本計画(案)に対する答申書を受領	・審議会より第5次扶桑町総合計画後期基本計画(案)に対する答申書を受領
	2月10日				●	パブリックコメント意見に対する回答の公表	・パブリックコメント意見に対する町の考え方を扶桑町ホームページにて公表
	3月1日	●				議会	・令和5年第1回(3月)扶桑町議会定例会に上程
	3月27日	●				議会	・議決

## 1 総合計画審議会

## ①扶桑町総合計画審議会条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、扶桑町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 扶桑町長の諮問に応じ、扶桑町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、扶桑町総合計画審議会を置く。

## (組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 扶桑町教育委員会の委員
- (2) 扶桑町農業委員会の委員
- (3) 扶桑町の職員
- (4) 扶桑町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町内に住所を有する者

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

## (委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

## 附 則（昭和53年7月7日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成22年5月24日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

②扶桑町総合計画審議会委員名簿

任期 委嘱の日から令和5年3月31日まで

団体名	役職・氏名	備考	
扶桑町教育委員会	教育委員 千田 まち子	審議会条例第3条 第2項第1号	
扶桑町農業委員会	会長 宮田 成紀	審議会条例第3条 第2項第2号	
扶桑町職員	副町長 北折 廣幸	審議会条例第3条 第2項第3号	
扶桑町社会福祉協議会	会長 近藤 五四生	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町商工会	事務局長 稲葉 弘夫	審議会条例第3条 第2項第4号	副会長
愛知北農業協同組合扶桑支店	支店長 浅井 貴史	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町文化協会	会長 兼松 始	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町女性の会連絡協議会	役員 河野 すい	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町消防団	団長 大藪 孝志	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町老人クラブ連合会	会長 間宮 進示	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町子ども会連絡協議会	会長 山下 葵	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町環境審議会	会長 福田 正	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町都市計画審議会	会長 千田 成年	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員 千田 和子	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町ボランティア連絡協議会	会長 堀田 英夫	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町住民活動支援センター運営機構	理事 小島 雅之	審議会条例第3条 第2項第4号	
扶桑町校長会	山名小学校長 櫻井 まゆみ	審議会条例第3条 第2項第5号	
扶桑町地方創生総合戦略審議会	会長 宇野 和明	審議会条例第3条 第2項第5号	会長

### ③ 諮問

5 扶政諮問第 1 号  
令和 5 年 2 月 7 日

扶桑町総合計画審議会  
会長 宇野 和明 様

扶桑町長 鯖 瀬 武

第 5 次扶桑町総合計画後期基本計画(案)について (諮問)

扶桑町総合計画審議会条例 (昭和 39 年扶桑町条例第 2 号) 第 2 条の規定に基づき、  
第 5 次扶桑町総合計画後期基本計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

### ④ 答申

令和 5 年 2 月 7 日

扶桑町長 鯖 瀬 武 様

扶桑町総合計画審議会  
会長 宇野 和明

第 5 次扶桑町総合計画後期基本計画の策定について (答申)

令和 5 年 2 月 7 日付け 5 扶政諮問第 1 号にて諮問のありました第 5 次扶桑町総合計画  
後期基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり意見  
を付して別添のとおり答申します。

#### 記

1. 計画の推進にあたっては、町民みんなが笑顔で幸せに暮らすことができ、次世代に誇りを持って継承できるような扶桑町の実現に向け、町民と行政が互いの力を発揮できるまちづくりに努めること。
2. 社会情勢の変化や町民ニーズを的確に捉え、効果的な計画の進行・管理に努めること。
3. 総合計画に基づき町が実施する施策については、広く町民に情報提供を行うこと。

## 2 意識調査

### ①調査対象及び調査の方法

調査名	調査票配布数	配布・回収方法	配布・回収期間
町民アンケート	18歳以上の扶桑町民へ2,000票 (無作為抽出)	郵送配布・郵送回収	令和3年(2021年)11月上旬~22日
企業・事業所アンケート	扶桑町内企業・事業所へ200票		
団体アンケート	扶桑町内活動団体へ50票		

### ②回収状況

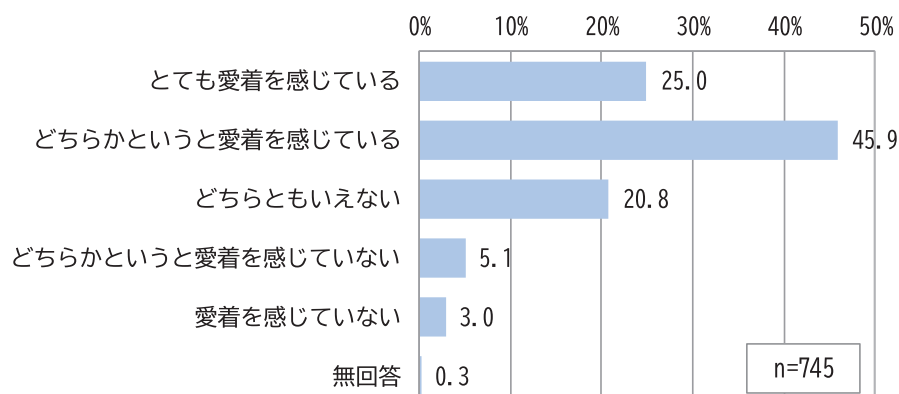
調査名	配布数	回収数		回収率
		有効回収数	白票	
町民アンケート	2,000	745	3	37.4%
企業・事業所アンケート	200	76	0	38.0%
団体アンケート	50	33	0	66.0%

### ③調査結果の概要

#### 扶桑町への愛着度・定住意向

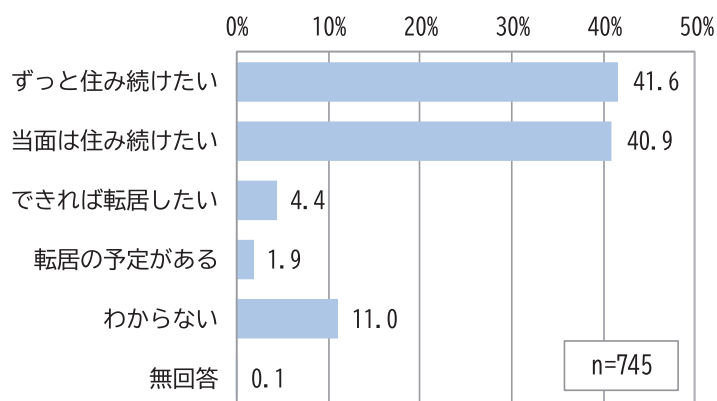
愛着を感じている方が「70.9%」、住み続けたい方が「82.5%」

- 扶桑町への「愛着度(とても+どちらかというとな愛着を感じている)」は70.9%となっています。また、年齢が上がるにつれて愛着度も上がる傾向にあります。



	合計	とても愛着を感じている	どちらかという愛着を感じている	どちらともいえない	どちらかという愛着を感じていない	愛着を感じていない	無回答	
全体	745 100.0	186 25.0	342 45.9	155 20.8	38 5.1	22 3.0	2 0.3	
年齢	18～29歳	84 100.0	22 26.2	36 42.9	17 20.2	3 3.6	5 6.0	1 1.2
	30～49歳	366 100.0	81 22.1	162 44.3	87 23.8	21 5.7	14 3.8	1 0.3
	50～64歳	89 100.0	18 20.2	41 46.1	24 27.0	5 5.6	1 1.1	0 0.0
	65歳以上	206 100.0	65 31.6	103 50.0	27 13.1	9 4.4	2 1.0	0 0.0

- 「定住意向（ずっと+当面住み続けたい）」は82.5%となっています。年齢別にみると、18～29歳では「わからない」が多くなっており、定住意向としては64.3%と他の年齢に比べ低くなっています。



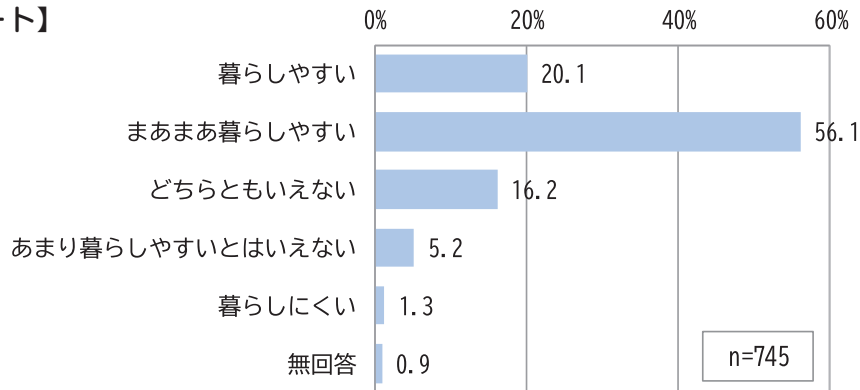
	合計	ずっと住み続けたい	当面は住み続けたい	できれば転居したい	転居の予定がある	わからない	無回答	
全体	745 100.0	310 41.6	305 40.9	33 4.4	14 1.9	82 11.0	1 0.1	
年齢	18～29歳	84 100.0	11 13.1	43 51.2	7 8.3	4 4.8	18 21.4	1 1.2
	30～49歳	366 100.0	126 34.4	174 47.5	16 4.4	7 1.9	43 11.7	0 0.0
	50～64歳	89 100.0	42 47.2	33 37.1	3 3.4	2 2.2	9 10.1	0 0.0
	65歳以上	206 100.0	131 63.6	55 26.7	7 3.4	1 0.5	12 5.8	0 0.0



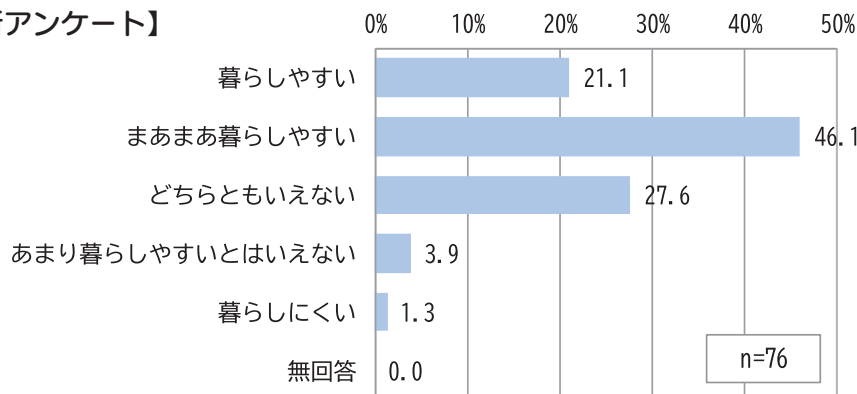
## 扶桑町を暮らしやすいと感じる方は「76.2%」

- 扶桑町を「暮らしやすい（暮らしやすい+まあまあ暮らしやすい）」と感じる方は76.2%となっています。また、企業・事業所アンケートでは、「暮らしやすい」と感じる方が67.2%、団体アンケートでは84.9%となっており、各アンケートで7割～8割程度となりました。

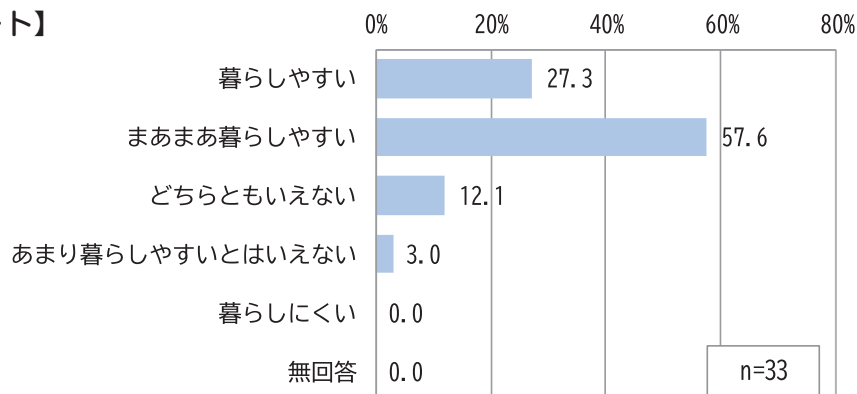
### 【町民アンケート】



### 【企業・事業所アンケート】



### 【団体アンケート】

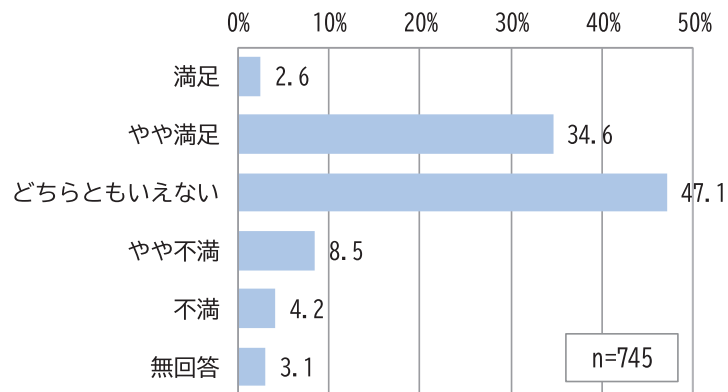


## 総合計画に関する評価

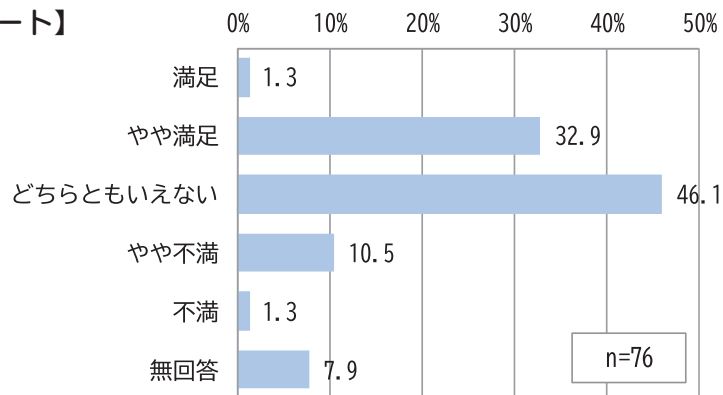
町の取り組みに満足している方が「37.2%」、不満な方が「12.7%」

- これまでの町の取り組みについて「満足」している方が2.6%、「やや満足」している方が34.6%となっています。一方、「不満」な方は4.2%、「やや不満」な方が8.5%となっています。
- 企業・事業所では「満足（満足+やや満足）」が34.2%、「不満（不満+やや不満）」が11.8%、団体では「満足（満足+やや満足）」が27.2%、「不満（不満+やや不満）」が18.2%となっており、満足度としては他のアンケートより低くなっています。

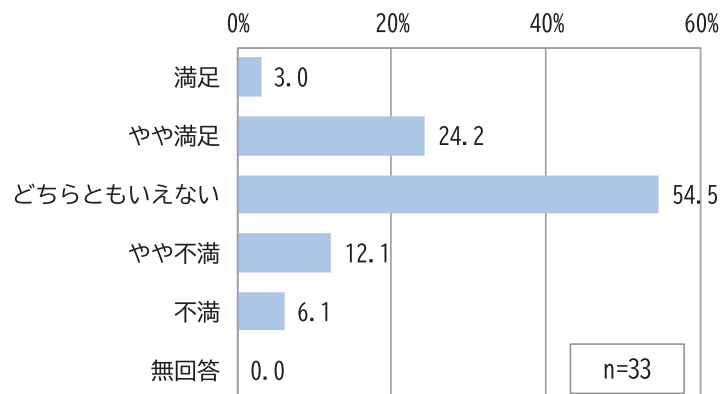
### 【町民アンケート】



### 【企業・事業所アンケート】



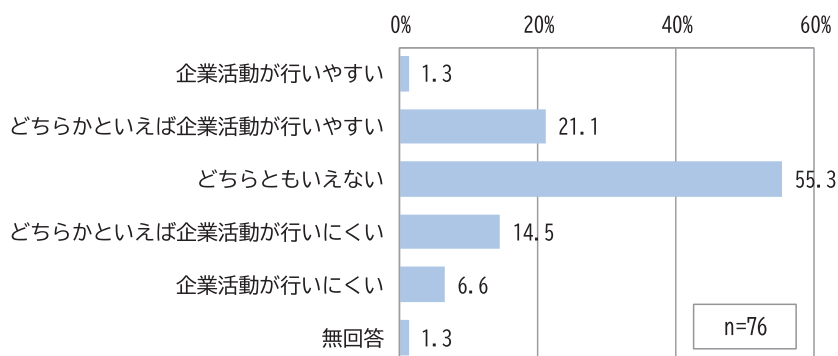
### 【団体アンケート】



## 扶桑町における企業活動・団体活動

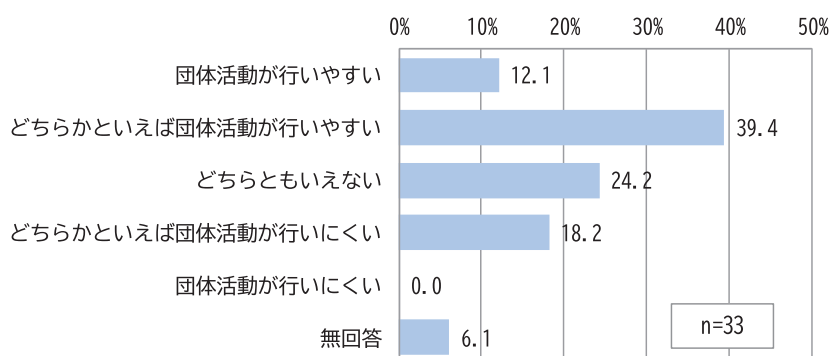
企業活動が行いやすいと思う方は「22.4%」、行いにくいと思う方は「21.1%」

- 扶桑町は企業活動が「行いやすい」と思う方が、1.3%、「どちらかといえば行いやすい」と思う方が21.1%となっています。



団体活動が行いやすいと思う方は「51.5%」、行いにくいと思う方は「18.2%」

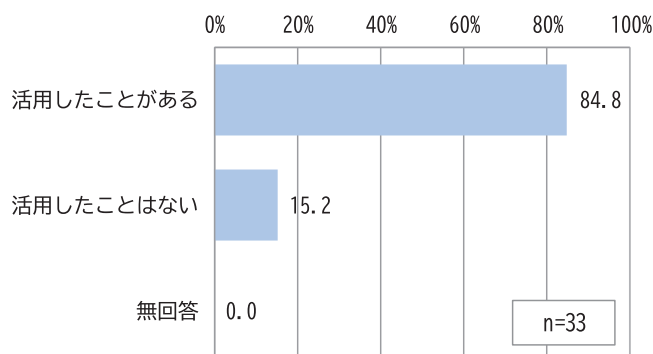
- 扶桑町は団体活動が「行いやすい」と思う方が、12.1%、「どちらかといえば行いやすい」と思う方が39.4%となっています。



## 扶桑町住民活動支援センター（ぷらねっと扶桑）の活用状況

ぷらねっと扶桑を活用したことがある団体は「84.8%」

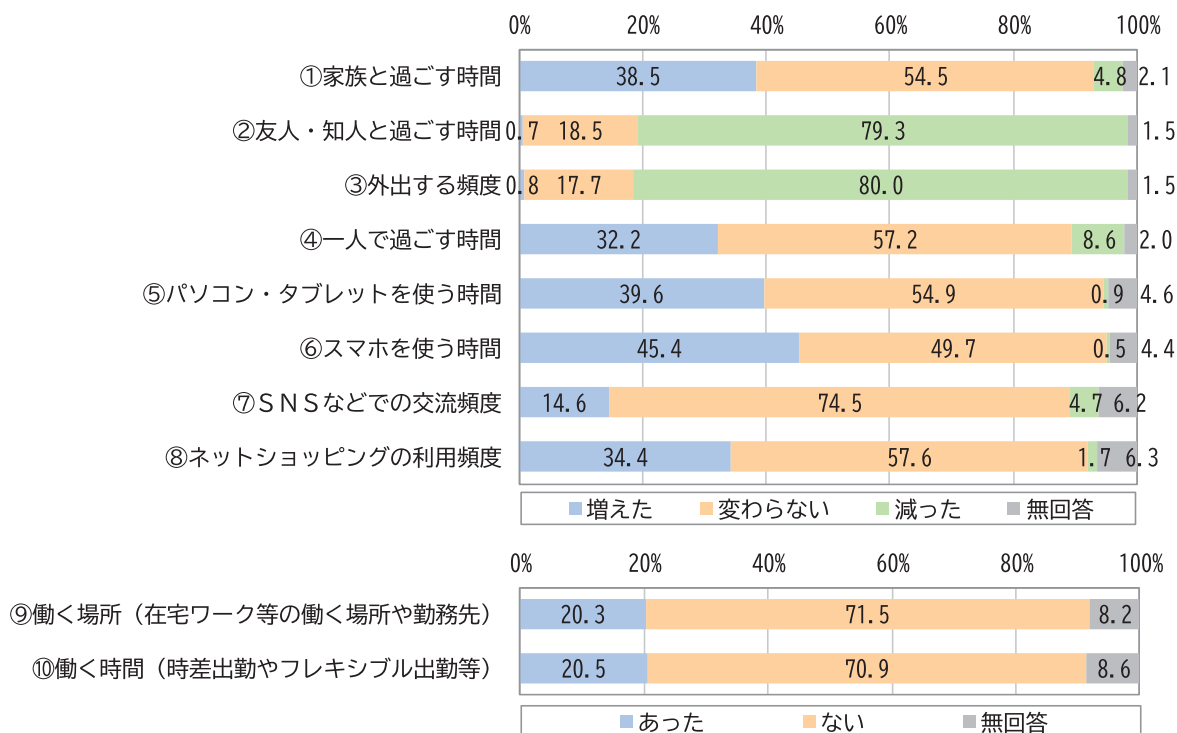
- ぷらねっと扶桑を「活用したことがある」団体は84.8%、「活用したことがない」団体は15.2%となっており、多くの団体が活用しています。



## 新型コロナウイルス感染症による影響

「外出する機会」「友人・知人と過ごす時間」「外食する機会」の減少がみられる  
また、「一人で過ごす時間」「PC・スマホを使う時間」の増加もみられる

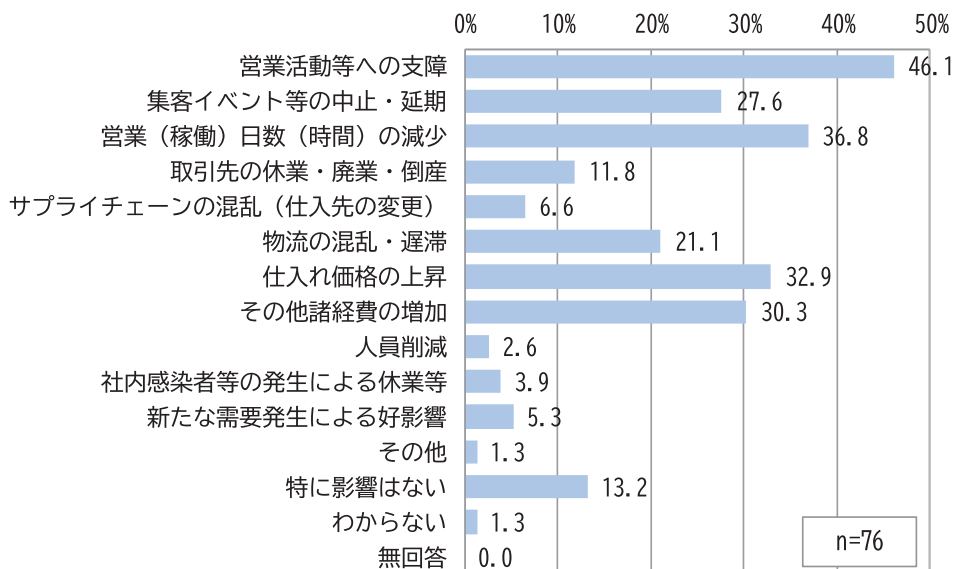
- コロナにより影響があった項目として「友人・知人と過ごす時間」で79.3%、「外出する頻度」で80.0%の方が「減った」と回答しています。



n=745

企業活動へは「営業活動等への支障」「営業日数（時間）の減少」の影響が大きい

- コロナによる企業活動への影響としては、「営業活動等への支障」「営業（稼働）日数（時間）の減少」が多くの企業・事業所でみられています。

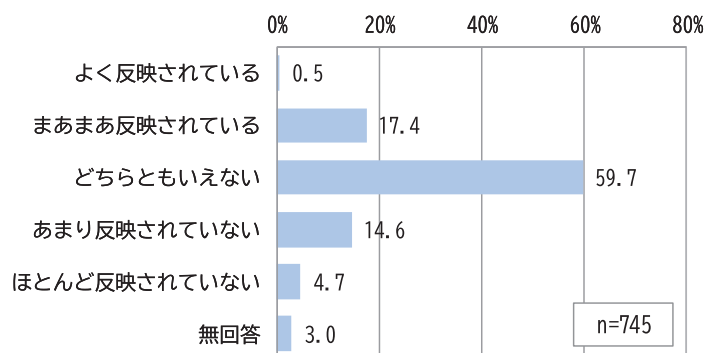


n=76

## 町民の意見の反映度・反映に向けた取り組み

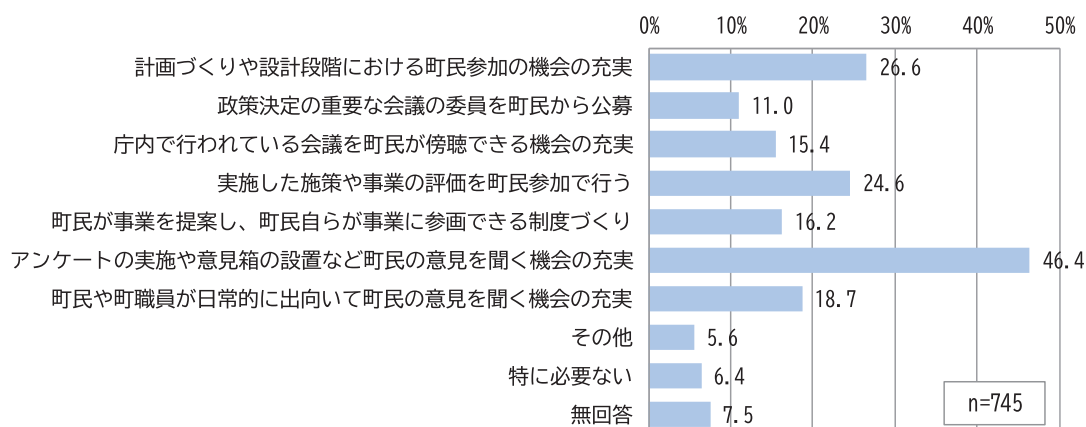
### 町民の意見がまちづくりに反映されていると思う方が「17.9%」

- 町民の意見がまちづくりに「よく反映されている」と思う方は0.5%、「まあまあ反映されている」と思う方は17.4%であるのに対し、「ほとんど反映されていない」と思う方は4.7%、「あまり反映されていない」と思う方は14.6%となっています。



### 町民の意見を町政に反映するためには「アンケート等の意見を聞く機会の充実」が重要

- 町民の意見を町政に反映するために、重要だと思う取り組みとしては、「アンケートの実施や意見箱の設置など町民の意見を聞く機会の充実」が46.4%と最も多く、次いで「計画づくりや設計段階における町民参加の機会の充実」が26.6%で続きます。



## 3 パブリックコメント

実施期間	令和4年12月9日から令和5年1月10日
方法	書面によるものとし、郵送・FAX・電子メールのいずれかで総務部政策調整課へ提出
意見提出者数	4名
意見提出件数	8件（基本計画に関する意見4件、全体に関する意見4件）
回答方法	扶桑町ホームページにて公表

## 4 策定委員会

### ①扶桑町総合計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 扶桑町総合計画策定に伴う基本構想、基本計画原案を策定するため、扶桑町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 委員会は、町長が任命する副町長、教育長及び部長職の者を委員とし、これにより組織する。

#### (会長)

第3条 委員会に委員長を置き、副町長がこれを務める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

#### (委員)

第4条 委員の任期は、総合計画の基本構想が議決された日までとする。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

#### (補助機関)

第6条 委員会は、委員会の補助機関として作業部会を置くことができる。

#### (作業部会)

第7条 作業部会は事務を円滑に行うため、総務・文教作業部会、健康福祉作業部会、産業建設作業部会をもって組織する。

2 作業部会は、各課長をもって組織する。

3 作業部会長は、作業部会員の互選により選出する。

4 作業部会長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 作業部会は、必要に応じて他の作業部会と合同の会議を開催することができる。

6 その他の事項については、第3条の例による。

#### (庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

②扶桑町総合計画策定委員会委員名簿

	所属	氏名
委員長	副町長	北折 廣幸
委員	教育長	澤木 貴美子
委員	総務部長	兼松 和彦
委員	健康福祉部長	紀平 剛志
委員	産業建設部長	村田 武司
委員	教育次長	志津野 郁
委員	議会事務局長	川瀬 直彦

## 3




## 関連項目一覧

## 1 めざそう値

施策 No.	指標名	指標の定義	現状値	R9
1	放課後児童クラブの満足度	放課後児童クラブ利用に「満足している」「まあまあ満足している」と回答した人の割合	—	90%
2	がん検診受診率	がん検診（胃・大腸・子宮・乳・肺・前立腺）の受診率の平均値	10.7%	13%
3	認知症サポーター養成講座受講者数	認知症サポーター養成講座の受講者数	3,572人	4,500人
3	地区宅老（地区サロン）事業の実施	地区宅老（地区サロン）事業を実施している数	19か所	25か所
4	福祉施設入所者の地域生活への移行	障害者施設から地域生活に移行した人の数	3人	5人
5	要介護・要支援認定者の割合	高齢者人口に対する要介護・要支援認定者数の割合（抑制目標）	16.6%	19.4%
5	特定健康診査の実施率	国民健康保険の40～74歳の被保険者が受診する割合	45.8%	55.0%
5	後期高齢者健康診査の実施率	後期高齢者医療の被保険者が受診する割合	50.5%	60.6%
6	小中学校校舎非構造部材の改修	校舎の非構造部材の改修工事を実施した小中学校の数	2校	6校
6	学校運営協働協議会と地域学校協働活動本部の連携活動	地域から学校へ、または学校から地域へ参画する活動の総数	連携数：29	
8	文化団体の育成	文化協会に所属する団体数	30団体	33団体
8	図書貸出点数	年間の図書貸出点数	257,863点	380,000点
8	スポーツ団体の育成	スポーツ協会の会員数	943人	1,000人
8	総合型地域スポーツクラブの会員数	総合型地域スポーツクラブの会員数	810人	900人
9	扶桑文化会館でボランティアに携わる人数	扶桑文化会館の催事に参加する、ふそう文化会館夢応援団及び友の会の人数	30人	35人



施策 No.	指標名	指標の定義	現状値	R9
10	委員会等の女性登用状況	町で設置した審議会・委員会等における構成員に女性が占める割合	29.1%	30.0%
11	アダプトプログラム参加団体数	協働によるアダプトプログラムに参加した団体数	29団体	30団体
11	一人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)	ごみ処理基本計画のごみ排出量目標値	440g	
11	合併処理浄化槽設置数	合併処理浄化槽の設置基数	267基	450基
12	地域防災リーダー養成講座受講者数	地域防災リーダー養成講座のべ受講者数	63人	113人
12	木造住宅耐震改修実施棟数	耐震診断を実施した後、「危険」と判定された住宅のうち、改修工事を実施した棟数	117棟	125棟
13	交通人身事故の削減	町内における交通人身事故発生件数	102件	
13	街頭犯罪の削減	町内における街頭犯罪発生件数	154件	
14	公共施設のバリアフリー化数	公共施設のバリアフリー化対象施設及び設備(520か所)のうち、バリアフリー化が済んだ数	322か所	327か所
16	一人あたりの整備済み公園面積	整備済み公園面積÷令和2年(2020年)国勢調査の扶桑町人口	5.2㎡/人	
17	町道側溝整備延長	平成30年度(2018年度)以降に新設する雨水・生活排水に機能する側溝の整備延長	2,849m	7,000m
18	公共下水道整備率	公共下水道の全体計画面積に対する整備済み面積の割合	39.8%	74.3%
19	長寿命化計画の策定・見直しをする公共施設の数	公共施設等総合管理計画に記載の施設(45施設)のうち、長寿命化計画(個別施設計画)の策定・見直しをする施設の数	44施設	45施設
20	認定農業者数	認定農業者の数	9経営体	
20	認定農業者による農用地利用集積面積	認定農業者による利用権設定農地の面積	61ha	
21	創業者数	商工会・金融機関と連携した毎年の新規事業者数	2事業者	5事業者
21	就職フェア参加企業数	毎年の就職フェア参加企業数	28社	30社

施策No.	指標名	指標の定義	現状値	R9
21	就職フェア参加求職者数	毎年の就職フェア参加求職者数	45人	100人
22	町民の意見の反映状況	町民意識調査で、「町民の意見がまちづくりに反映されているかどうか」の設問において、「よく反映されている」・「まあまあ反映されている」と回答した割合	18.0%	20.4%
22	住民活動団体登録数	「扶桑町住民活動支援センター」への登録団体数	63団体	70団体
23	ひまわりあんしん情報メールの登録件数	ひまわりあんしん情報メール各項目の登録者数合計	5,425件	6,500件
24	経常収支比率	町財政の弾力性を示す割合	84.1%	
24	町税収納率	町税（現年課税分）	99.3%	
25	職場外研修受講者数	1年間に外部研修機関の研修を受講した職員数	80人	

## 2 個別計画

施策No.	計画名	計画期間
1	すくすく子育て笑顔プランin Fusso（扶桑町子ども・子育て支援事業計画）	令和2年度～令和6年度 （2020年度～2024年度）
2	第2次健康日本21扶桑町計画	平成26年度～令和6年度 （2014年度～2024年度）
3	扶桑町第8期高齢者保健福祉総合計画	令和3年度～令和5年度 （2021年度～2023年度）
4	扶桑町第4期障害者計画	平成30年度～令和5年度 （2018年度～2023年度）
4	扶桑町第6期障害福祉計画 扶桑町第2期障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度 （2021年度～2023年度）
5	扶桑町第8期高齢者保健福祉総合計画	令和3年度～令和5年度 （2021年度～2023年度）
5	第3期扶桑町国民健康保険特定健診等実施計画	平成30年度～令和5年度 （2018年度～2023年度）

施策 No.	計画名	計画期間
6	扶桑町教育大綱	令和3年度～令和7年度 (2021年度～2025年度)
6	扶桑町いじめ防止基本方針	平成26年度～ (2014年度～)
7	扶桑町 我が家の子育て憲章	平成26年度～ (2014年度～)
8	扶桑町生涯学習基本構想	平成16年度～ (2004年度～)
9	扶桑町文化財保護条例	昭和48年度～ (1973年～)
10	第2次扶桑町男女共同参画プラン	令和2年度～令和11年度 (2020年度～2029年度)
11	地球環境保護宣言	平成4年度～ (1992年度～)
11	扶桑町環境基本計画	平成22年度～令和6年度 (2010年度～2024年度)
11	扶桑町ごみ処理基本計画	平成27年度～令和6年度 (2015年度～2024年度)
11	扶桑町生活排水処理基本計画	平成28年度～令和7年度 (2016年度～2025年度)
11	扶桑町分別収集計画	令和4年度～令和8年度 (2022年度～2026年度)
12	扶桑町地域防災計画	令和5年度 (2023年度) (年次改正)
12	扶桑町国民保護計画	令和5年度～ (2023年度～)
12	扶桑町国土強靱化地域計画	令和2年度～ (2020年度～)
12	扶桑町耐震改修促進計画	令和3年度～令和12年度 (2021年度～2030年度)
13	扶桑町交通安全憲章	昭和47年度～ (1972年度～)
14	扶桑町都市マスタープラン	令和4年度～令和13年度 (2022年度～2031年度)
14	扶桑町の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例	平成3年度～ (1991年度～)
14	扶桑町宅地開発事業等に関する指導要綱	平成3年度～ (1991年度～)
14	扶桑町空家等対策計画	令和元年度～令和5年度 (2019年度～2023年度)

施策No.	計画名	計画期間
15	扶桑町駐在員設置規則	昭和47年度～（1972年度～）
16	扶桑町都市マスタープラン	令和4年度～令和13年度 （2022年度～2031年度）
16	扶桑町記念樹配布要綱	平成22年度～（2010年度～）
16	扶桑町緑化推進事業補助金交付要綱	平成22年度～（2010年度～）
16	扶桑町都市緑化推進事業補助金交付要綱	平成23年度～（2011年度～）
17	扶桑町橋梁長寿命化修繕計画	平成24年度～（2012年度～）
17	扶桑町道路舗装修繕計画	平成25年度～（2013年度～）
18	扶桑町污水適正処理構想	令和3年度～（2021年度～）
18	五条川右岸流域関連扶桑町公共下水道全体計画	平成28年度～（2016年度～） （令和5年度（2023年度）計画変更）
19	扶桑町公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和9年度 （2017年度～2027年度）
19	扶桑町個別施設計画	令和3年度～令和9年度 （2021年度～2027年度）
20	扶桑町農業振興地域整備計画	令和2年度～（2020年度～）
21	扶桑町産業かがやき条例	令和2年度～（2020年度～）
21	扶桑町企業立地促進条例	平成24年度～（2012年度～）
22	扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例	平成18年度～（2006年度～）
23	扶桑町情報公開条例	昭和63年度～（1988年度～）
24	扶桑町総合計画実施計画	（3年ローリングで毎年度策定）
24	第2期扶桑町まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度～令和6年度 （2020年度～2024年度）
25	扶桑町人材育成基本方針	平成19年度～（2007年度～）
25	人事評価制度	平成25年度～（2013年度～）
25	扶桑町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	平成28年度～（2016年度～）

### 3 SDGs

平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に取り組むための、「誰一人取り残されない」社会の実現に向けた、17の「持続可能な開発目標」です。

 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p>	<p><b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p>	<p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の不平等を是正する</p>
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>	<p><b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p>	<p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエント（強靱）かつ持続可能にする</p>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p>	<p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p>	<p><b>12. つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p>	<p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p>	<p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p>	<p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p><b>14 海の豊かさを守ろう</b></p>	<p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p>	<p><b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p><b>15 陸の豊かさも守ろう</b></p>	<p><b>15. 陸の豊かさも守ろう</b> 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p>	<p><b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p>	<p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p>	<p><b>8. 働きがいも経済成長も</b> すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	 <p><b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b></p>	<p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p>	<p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> レジリエント（強靱）なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>		

## 扶桑町民憲章

(平成4年8月2日制定)

わたしたちは、自然に恵まれ輝く伝統と文化を尊ぶこのふるさと扶桑町をさらに夢と希望あふれるまちにするために、この憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、緑あふれるまちにしましょう。
- 一、働く喜びを味わい、生き生きとしたまちにしましょう。
- 一、教養を深め、文化の香り高いまちにしましょう。
- 一、保健と安全に努め、健やかなまちにしましょう。
- 一、一人ひとりを大切にし、心がかようまちにしましょう。

## 扶桑町交通安全憲章

(昭和47年1月1日制定)

- 一、わたくしたちは、交通規則をよく知り、よく守り生命を大切にします。
- 二、わたくしたちは、左右をよくたしかめてから道路、踏切を横断します。
- 三、わたくしたちは、道路へは決してとびださないようにします。
- 四、わたくしたちは、「おとしより」や「こども」の安全を守ります。
- 五、わたくしたちは、道路を広く正しく使います。
- 六、わたくしたちは、家庭で交通安全の話し合いをします。



## 扶桑町非核平和宣言

(昭和60年6月27日制定)

真の恒久平和と安全は人類共通の願望である。

しかるに、核兵器は高度・多様化され、核軍備拡張は依然として続けられ、人類が平和のうちに生存する条件を根本からおびやかす段階に至っている。世界の各地で武力紛争が絶え間なく、地域核戦争への脅威がせまっている。わが国は人類最初で唯一の原爆被災国であり、核戦争が人類を破滅させ得るものであることを身をもって体験した。

平和と国際協調を理念とした平和憲法の本質から、核兵器の全面廃絶は、全人類の死活にかかわる重要な緊急の課題である。

人類が共存し、その一人ひとりが生命の尊厳を保って、人間らしく生活できる真の平和実現を願って、わが扶桑町は平和行政を積極的に推進し、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに議会の議決をもって平和宣言をする。

## 地球環境保護宣言

(平成4年9月23日制定)

かけがえのない地球、誕生以来45億年という時の流れの中で自らいとなみ、そして生命を育んできた。

地球、それは人類を含む全ての生きとし生けるものの共通の住みかであり、財産である。

その地球は今、人類の欲望のために自らいやす力を失い破滅への道をたどろうとしている。

地球は病んでいる。

地球は助けを求めている。

今立ち上がらなければなりません。我々と未来の世代のために。

私たち扶桑町民は宣言します。

もっと自然を大切にし、環境にやさしい文化をつくっていくことを、家庭で地域で環境を守るための活動に参加することを、

そして、その輪をさらに広めることをめざして。

地球に人類の良心を示そう。

愛する地球のために……

小さなまち、扶桑町から日本と世界の人々に向けて。